

北九州市農業委員会
第10回東部部会会議（令和6年度5月部会会議）議事録

1 日 時 令和6年5月10日（金）午前10時00分～10時33分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 29名

農業委員 10名

川江秀孝	藤堂孝雄	各務浩	中谷陽子
榑野保博	古田俊策	中村治雄	澤水理佳
稲光進	八木田経二		

農地利用最適化推進委員 19名

増田強	矢野孔清	中村眞一	平尾長正
松根豊春	吉村晃一	坂井準二	有松政則
平林秀美	村田紘	酒井一生	古田仁重
清水正人	木村博美	大下治三	黒崎隆博
河内一弥	山本勇次	小田征二	

・欠席委員 1名

村田堯

4 事務局出席者

藤石 事務局長 池永 次長 田上 係長 飛松 主査

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第53号	使用貸借権の解約について	7件
報告第54号	非農地証明願について	1件
報告第55号	農地法第3条の3の規定による届出について	4件
報告第56号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	5件
報告第57号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	6件
報告第58号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	3件

【議 案】

議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第30号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件

6 傍聴人 なし

(4月25日付の人事異動の紹介)

部会長

ただ今より、令和6年度第10回東部部会会議を開会します。本日の出席委員は30名中29名ですので、この会が成立していることをご報告いたします。

会議の効率的な運営の観点から報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略いたします。

議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容はご覧いただいていることと思いますので、報告事項につきましてはご承認願います。

それでは、議案の審議に入ります。報告事項と同様に事務局による個別内容の説明は省略します。

議案書の10ページをお開きください。議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について審議を行います。

それでは、第1項、門司区大字畑地区担当の古田俊策委員、報告をお願いします。

古田俊策委員

議案第29号第1項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、大字畑の申請地において、水稻栽培を行う計画です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第2項、小倉南区大字横代地区担当の清水委員報告をお願いします。

清水委員

議案第29号第2項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が規模拡大するもので、大字横代の申請地において、果樹栽培を行う計画です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第3項、小倉南区高野地区担当の私、中村から報告します。

議案第29号第3項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、高野の申請地において、果樹栽培を行う計画です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第29号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について審議を行いますが、第3項につきましては、木村委員が議事参加の制限を受けますので、先に審議を行います。木村委員の退席を求めます。

(木村委員退席)

それでは、今月担当の第2 東部調査委員会、稲光調査長から報告をお願いします。

稲光調査長

議案第30号第3項について、第2 東部調査委員会での事前審査結果をご報告いたします。

申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地です。農家住宅を建設するため、農地を転用するものです。隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

坂井委員

農家住宅は、続柄だとかの制限がありますよね。

事務局

この申請は、農家住宅を建てるもので、世帯員等を要件とする分家住宅ではありません。

部会長

ほかに何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、木村委員の入室を認めます。

(木村委員入室)

それでは、引き続き、稲光調査長から報告をお願いします。

稲光調査長

第1項について、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地です。建設事業者が無蓋資材置場として農地を転用するものです。隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま。

続いて、第2項について、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地です。建設事業者が無蓋資材置場及び無蓋駐車場として農地を転用するものです。隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 30 号につきましては、許可相当と決定いたします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、25 番清水委員と 26 番木村委員です。よろしくお願いします。

事務局から連絡事項をお願いします。

(事務局から 1 件連絡事項)

部会長

そのほかで何かございませんか。

藤堂委員

市が水ビジネスをされております。

私、河内委員、平林委員は、紫川の水利委員会の役員をしており、年に 1 回水利委員会の会議があるんですが、上流のます淵ダムの運営は県ですけれども、建設費は市が 3 割ぐらい出しているということです。

昨年から、ダムの所長さんとお話しますと、田植え時期とかは、水を流すけれども、ほかは絞って、貯水に回すということを言われました。

今、農家は少ないんですけども、紫川水系はかなりの田んぼがありますので、先だっけの行橋市と苅田町の水供給の報道で、水利関係とかそういう話は出ていなかったんですね。

農業委員会として、県や市のトップとの懇談の場で、水利とか農業者の今後の利便性などを伝えてもらえればと思います。以上です。

はい、分かりました。それでは以上をもちまして、令和 6 年度第 10 回東部部会会議を閉会します。お疲れ様でした。